

議会機能継続計画策定特別委員会記録

令和4年12月20日(火)午前10時00分～午前10時40分(909会議室)

○出席委員(10名)

委員長	宍戸一照	副委員長	石原洋三郎
委員	佐々木優	委員	石山波恵
委員	羽田房男	委員	後藤善次
委員	白川敏明	委員	二階堂武文
委員	尾形武	委員	山岸清

○欠席委員(1名)

委員 渡辺敏彦

○議会事務局出席者

次長兼総務課長	堀江清一	議事調査課長	加藤淳
総務課課長補佐兼庶務係長	齋藤善也	議事調査課課長補佐兼議事係長	佐藤康典

○議題

- 1 議会機能継続計画の項目ごとの内容協議⑤
- 2 議会継続計画(初版)の案について

午前10時00分 開 議

(宍戸一照委員長) それでは、ただいまから議会機能継続計画策定特別委員会を開催します。

本日、渡辺敏彦委員より今日1日の欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。

それでは、本日の議題は次第にしておりますように2項目ございますが、進めたいと思います。

まずは初めに、議会機能継続計画の項目ごとの内容協議ということの議題について進めたいと思います。

初めに、前回の委員会で項目ごとの検討4回目として、オンライン会議の導入の検討についてを議題とさせていただきまして、会派へお持ち帰りをいただき、資料の②、第7回会派意見と考え方のおり各会派よりご意見がありましたので、意見に対する考え方とともに資料としてまとめましたので、ご覧いただきたいと思います。

それでは、オンライン会議についての会派意見がございましたので、まとめてありますから、オン

ライン会議については後ほど協議いたしますので、それ以外の事項について事務局より説明しますので、よろしくお願いいたします。

事務局、お願いいたします。

(総務課課長補佐兼庶務係長) それでは、②の資料の1ページ目をご覧ください。真結の会さんのほうからいただきましたご意見でございます。フロー図についてでございますが、色覚異常の方にもご理解いただけるように、矢印の色分けとともに破線や点線など形状や太さ等を変えて表現すべきというようなご意見をいただきました。

これを踏まえまして、③のフロー図をお開きいただければと思いますが、前回お示したフロー図から矢印を、色はそのままなのですが、矢印の中の模様というか、そういったものを変えて、色に関わりなく矢印の区別ができるように修正をさせていただいたということでございます。ご確認をいただければというふうに思います。

それから、前回協議の中で決定された事項について改めて文字として確認をさせていただきたいと思います。2項目ほどございますので、④の資料をお開きいただきたいと思います。④の11ページまずお開きください。こちらにつきましては、災害等発生時の議会運営の中の事務局職員が被災した場合についてでございます。前回ご確認いただきまして、記載のとおり修正することにしたので、確認いたします。内容については議長判断により、課内、課間の応援体制により会議、本会議、委員会等を運営する。なお、状況によっては会議、本会議、委員会等の開会日の変更等を検討するというところでございます。こちらの内容は次の8の感染症流行時の事務局職員が感染した場合、13ページにあります。13ページ中ほどの(5)のところでございますが、事務局職員が感染症に感染した場合の業務体制、これが今ほどご説明した7の災害等発生時の議会運営の(3)同様ということで、感染症、そのほか地震等の災害の場合に事務局職員が被災した場合同様の取扱いとするということで確認をしたものでございます。

それから、同じ13ページの9の防災訓練のところでございますが、訓練の回数のところでございます。前回お示したのは年1回でございましたが、ご意見を踏まえて年1回以上ということでご確認をいただいた内容でございますので、1回以上というふうに表現をしているというところで、2点ほどご確認をいただければというふうに思います。

説明は以上でございます。

(宍戸一照委員長) フロー図については前回真結の会さんからご提案いただいた内容、それから今説明いただいた2項目につきましては、前回の議論の中で事務局体制がどうあるのだと、感染した場合は人員のやりくりについてどうあるのだというような質問がございまして、その中での答弁を踏まえてこのように修正したと、この委員会での意見を集約した結果、このように修正したということで説明がありましたが、この件について何かご質疑があればお述べいただきたいと思います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

(宍戸一照委員長) それでは、以上の修正ということで決定ということでよろしいですね。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

(宍戸一照委員長) それでは次に、本日の協議事項であります項目ごとの内容協議5回目を行いたいと思います。

本日は、前回お持ち帰りいただいたオンライン会議導入の検討についてを協議したいと思います。

これについて会派持ち帰りの結果、ご意見のあった真政会、真結の会、市民21、共産党、耀ふくしまさんよりご説明をお願いしたいと思います。

それでは、真政会さん。

(総務課課長補佐兼庶務係長) 資料の②の2ページ目以降にまとめてございますので、そちらご覧いただきながらお願いできればというふうに思います。

(宍戸一照委員長) 大変失礼しました。資料開いていただきましたね。

では、お願いいたします。

(白川敏明委員) あくまでも緊急時のときでございますので、その考えに基づいて、BCPとしてはアウトラインをある程度作成した上で、議運へ提出して検討してもらったほうがいいのではないかという意見でありました。

(宍戸一照委員長) ありがとうございます。考え方としては、ある程度アウトラインを作成して、あと会議規則とかそういうものは議運でというふうなご意見でございます。

続いて、真結の会さん。

(尾形 武委員) 真結の会といたしましては、危機管理上、オンライン会議は一つの手法として今後の方向性を示すものであると考えました。しかるに、本特別委員会での検討をすべき事項だと思います。

以上です。

(宍戸一照委員長) 真結の会さんも今真政会さんと同じような危機管理上必要性というものを認め、オンライン会議をある程度検討すべきだというふうなご意見というふうに集約をさせていただきます。

市民21さん、お願いいたします。

(山岸 清委員) 委員会等の議会の会議は、対面での参集開催が前提と考えます。さらに、オンライン会議については環境整備の課題や当局との対応など様々な課題があります。ただ、一方で新型コロナウイルスなどの感染症の拡大、大規模災害時などの例外的、緊急的な場面において、希望する議員の届出や委員長等の判断による限定的なオンラインの手段による会議等の出席の検討を行うこと自体について否定するものではないと、書いてあるとおりであります。

(宍戸一照委員長) ありがとうございます。市民21さんについては、オンライン会議そのものについては否定するものではないと、特別委員会での協議について了とすると、ただ様々な課題があると、

それについてはしっかりと協議してほしいというふうな内容というふうに承ってよろしいですね。

(山岸 清委員) はい。

(宍戸一照委員長) そのように整理させていただきます。

続いて、共産党さん。

(佐々木優委員) オンライン会議については、手段としてできる準備をしておくということは必要と考えています。

(宍戸一照委員長) 今共産党さんからお話がありましたように、ある程度アウトライン、方策については整えておく必要があると、導入できるような方策については本委員会でもまとめておくと。

続いて、耀ふくしまさん、お願いいたします。

(羽田房男委員) 記載のとおりですけれども、出産、育児、介護、疾病等ということで、どのような根拠、例えば出産というところでどのような状態を示しているのかということ、その根拠と議員がどのような状態の場合にオンライン会議を認めるのか、オンライン会議ですから、そういう意味では冒頭にありますように、感染症の蔓延や大規模災害に加えると、災害というところは理解できるのですが、どのような場合にオンライン会議が開催できるのか、しようと思うのかという根拠も含めて検討すべきではないのかと。加えて、オンライン会議それ自体は否定をしておりませんので、その状態を詳細にやっぱり議論して作成すべきではないのかということでもあります。

以上です。

(宍戸一照委員長) 耀ふくしまさんからもオンライン会議そのものの導入についての議論については了とするというふうな説明がございましたけれども、課題、これは先ほど市民21さん、さらには真政会さん、真結の会さんからもご提案いただいたように、具体的な内容については、あと共産党さんからもそうありますけれども、当委員会において具体的に整理をしていくというふうな内容というふうに承ってよろしいですね。

(羽田房男委員) はい、うちはオーケーです。

(宍戸一照委員長) それでは、このほかに公明党さんからは意見が提出されておられませんけれども、オンライン会議の導入については特に。

(後藤善次委員) ええ、否定するものではありません。

(宍戸一照委員長) 否定するものではないというふうに理解をしてよろしいですね。

(後藤善次委員) はい。

(宍戸一照委員長) それでは、会派の皆様の意見を踏まえて、今意見は大体お述べいただいたというふうに理解しますが、よろしいですね、それで。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

(宍戸一照委員長) なお、市民21さんから、それから耀ふくしまさんからも感染症や大規模災害などの例外的な、緊急的な場合において、議員の希望や委員長の判断による限定的なオンラインの手法に

よる会議の出席、また環境整備の課題や当局との対応など様々な課題があるということでご意見をいただきましたけれども、オンライン会議の導入といっても様々なクリアすべき課題がこれからあると思われるので、委員長としてはご提起いただいた課題は重要なポイントになると考え、委員会でこれから議論を進めていく必要があると思います。こうした課題や問題点を明らかにし、検討していくことがこれから当委員会の大切な役割かなと思います。

また、今市民21さんからの意見では、前回申し上げた危機管理上の視点でBCPでの例外的、緊急的な場合という考え方の整理でありましたことから、その点ではこの課題の確認は当委員会で今後の会議の議題の範疇であるということを考えますが、皆さん、いかがでございますか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

(**宍戸一照委員長**) では、そういうことで今後進めてまいりたいと思います。

それでは、オンライン会議の導入については各派の意見様々でありましたけれども、オンラインの手法を活用した会議の導入については各会派の意見から了解をいただいたものとまとめさせていただいてよろしゅうございますか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

(**宍戸一照委員長**) それでは、皆様の意見を踏まえて、本特別委員会としてBCPにオンライン会議あるいはオンラインの手法活用による会議の出席導入について検討させていただくことといたします。

なお、オンラインの手法による会議の内容も含め、次回以降当委員会で確認した上で、BCPにはそうした手法の導入について検討が必要であることを文言に加えますが、今後、実際の運用の具体的な検討の時期や検討の場については議長にも報告をし、当委員会とは別の場で検討していただく、つまり議運ですね、会議規則とかそういうものの変更もございますので、別の場で対応していただくことにしたいと思います。いかがですか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

(**宍戸一照委員長**) それでは、そのような方針で今申し上げた内容で決定とさせていただきます。

今後、当委員会においてBCP、議会機能継続計画策定特別委員会においてはオンラインの活用というようなものも含めて会議を進めてまいりたいと思います。

次、2の議題に移りたいと思います。資料の⑤について、議会機能継続計画の初版の案についてを議題といたします。

この案の検討とともにオンラインを活用した会議の導入を並行して検討します。オンラインの検討についてある程度皆様の意見がまとまれば、当然今これから検討いたします議会機能継続計画の初版の案に組み込むことになろうかと思っておりますけれども、取りあえず現在でまとまった内容、今まで皆様が様々な形でご議論いただいてきて、ある程度成案としてなっておりますので、それを初版としてまとめましたので、事務局より説明をさせていただきたいと思っております。

事務局、お願いいたします。

(総務課課長補佐兼庶務係長) それでは、資料は今ほどの⑤、初版の案ということでございます。本委員会冒頭で骨子の協議をいただきましたが、その骨子の中で検討項目としては、オンラインは今まだ継続中でございますが、それ以外につきましては一通り協議が終わったということで、これまでご協議いただいた内容を初版の案ということでまとめさせていただきます。

ページをめくっていただきますと、目次があります。これまで骨子のところで確認した大きな項目を10項目、オンラインを除く10項目ということで、目的と名称から10の計画の見直しまでを記載しております。それから、15ページ以降に資料編としまして、今回新たに初めてお示しする様式などもありますので、そちらも後ほど併せて確認をいただきたいというふうに思っています。

1ページ目から、目的、名称からは、これまで確認した内容を見出しをちょっと色を分けたものにししたり、表をちょっと色をつけたものということで記載をしております。中身はこれまで確認した内容でございますので、後ほどご確認いただければなというふうに思います。先ほど確認した2項目も修正済みでございますので、そこも併せて確認いただければと思います。

そうしまして、15ページ目にちょっとお進みいただきたいと思いますが、資料編として幾つかお示しをしております。具体的には16ページからになりますが、まず16ページでございます。計画の中の4の災害等発生時の連絡体制のところでは安否連絡の部分がございます。いわゆる一般災害、地震等についての災害時に報告いただく内容として、議員、そのご家族の被災状況ですとか、居場所、連絡先、それから参集の可否、あと分かる範囲で地域の被災情報などということでご確認をいただいておりますが、この表につきましては皆様からいただいた情報を事務局がまとめる表としても使いたいという認識がございますので、この右上に四角囲みであります。必要事項を事務局へ連絡するというものです。ただし、必ずしもこの様式を使用しなくてもいいですよということで書いてございますので、項目として基本的に皆さんからいただく内容というのは、この表の中の①から④が事前にこれまで確認した内容でございますので、これを表として載せたというものでございます。

それから、17ページ目でございます。同じく安否確認表なのですが、こちらにつきましては感染症の場合を想定したものとして作ってございます。こちら議員、その家族の健康状態、それから居場所、連絡先、それから感染症の場合はいつまで自宅待機、療養期間なのかというような期間の確認も必要でございますので、そういった項目を表として載せているということでございます。こちらこういった項目について感染した場合については事務局へ連絡いただくことになっていきますので、こういった項目を参考にということでございます。ちょっと表としてご覧いただくと大分細かいなという感覚もあるかと思いますが、事務局の記録用というところもあるということでご認識をいただくのと、今後新型コロナ以外にも新たな感染症等が発生した場合についてはやはり細かく確認していくことが当然必要になってくることも想定されますので、少し細かい表になっておりますが、ご理解いただければなというふうに思っております。

それから、18ページでございます。災害情報等連絡表ということで記載をさせていただいております。前回ちょっとご議論になりましたが、緊急時の当局側に連絡した場合の議会へ報告するもの、所定の様式などを用いてということで表現しておりましたので、こちらは一応連絡表ということで様式を作らせていただきました。こちらと同じく必ずしもこの様式にこだわる必要はないということでご認識いただければと思いますが、災害が発生した場所、住所ですとか施設名、それからどういった災害なのか、それから何か対応があったのであればどのような対応を取ったのかなどのことを記載するものということでございます。このような形で様式を3点設けさせていただきました。

それから、19ページ目でございます。安否確認連絡の中で災害伝言ダイヤルの利用という項目をつけておりましたので、こちらの伝言ダイヤルの使用方法について載せさせていただいております。伝言を録音する場合、それから伝言を聞く場合ということで、それぞれ記載のとおりダイヤルを押していただく録音、それから伝言を聞くということができるといったことですので、こちらでやり方を確認いただければというふうに思います。

それから、20ページ目でございますのは、議会災害対策会議を設置または開催する場合の連絡を基本的にメールで行いますので、そのメールのひな形ということで載せさせていただきました。メールにつきましては、全議員に基本的に送るというふうに考えてございます。表題として、福島市の議会災害対策会議の設置、また開催についてということでございます。本文としては、議長から議員各位でございますが、対策会議を設置、開催しますので、お知らせします。構成員である正副議長及び各会派代表者は下記により参集してくださいということで、日時、場所ということでございます。現在まだオンラインについてこの部分は協議ができておりませんので、代表者が参集できない場合については会派内での代理出席をお願いしますということで記載しておりますが、この辺は今後の協議によって変わることもありますが、現段階ではこのようにさせていただいているということでございます。通常の代表者会議の連絡ですと代表者にのみお送りしていますが、災害時の対策会議ということで、緊急時でございますので、設置または開催については全ての議員にお送りして、参集いただくのは構成員である正副議長と代表者ということにさせていただこうというふうに思っております。

最後、21ページ、22ページでございます。こちらにつきましては、既に確認済みの内容でございますが、議会災害対策会議の設置要綱でございます。これは、これまでに確認したものを再掲しているということでございます。ご確認いただければと思います。

現在も災害対策会議の設置要綱でございますので、今回は新たに新設ではなく、改正ということにしまして、附則でいついつから施行するというふうにする予定で考えております。

説明は以上でございます。

(穴戸一照委員長) ただいまちょっと長いページ数、20ページということで、それから災害対策会議設置要綱ということで、改正も含めてということで、大変長い資料でありますけれども、これについて今の説明の中で不明な点があれば。当然会派にお持ち帰りいただいて、会派の皆様での意見を集約

していただいて、次回質問いただくことになるかと思えますけれども、取りあえず今の段階での説明もしくは会派に持ち帰るに際して確認しておきたいこと等がありましたらお述べいただきたいと思えます。

(石山波恵委員) 確認なのですけれども、災害が起きたとき、すごく余裕がないときは例えば電話で安否、大丈夫ですと一発で大丈夫だと思えるのですけれども、余裕があるとき安否確認表に例えば記入する際なのですけれども、これはどこに入っていて、すぐメールでぱっと何かあったときに様式がどこにあって、これにかけるといような、この様式はこのサイトで、これ探している間に終わってしまうみたいになってしまったら、これはどのような形で引き出すようなことを考えている感じですか。

(総務課課長補佐兼庶務係長) こちらにつきましては、例えばサイドボックスに入れておくなどということはあると思いますが、ただサイドボックスですとどうしてもPDFですので、直接打ち込むということはちょっと困難です。事前にワード形式のものを皆さんにお送りしておくということも考えられるとは思いますが、現実的には、様式として一応定めさせていただきましたけれども、皆さんがこれに直接打ち込んでやり取りするというのはあまり災害時においては現実的ではないかなと思います。先ほど申し上げたとおり、事務局での記録的な用紙ということも想定しておりますので、本当にこれにこだわる必要は基本的にはないということでございます。必要に応じてワードファイルを全員にお送りしておくことは可能でございますが、そこは少し検討させていただければ。

(宍戸一照委員長) こちらにも書いてあるとおり、この様式を必ずしも使用しなくてもいいという、事務局としてある程度確認すべき必要事項がそのとき、そのときによってあると思いますので、それに応じて事務局がこの要綱に基づいて確認をする、記入しておくという考えかなというふうに思うわけで、何でもかんでもこの様式と、例えば感染症のときには今何度熱あるのですか、いつまでですかぐらいの話で終わるのかなと思いますので、その辺についてはあくまでもこれを一つの調査対象とするというふうにご理解いただければいいのかなと思いますが、この辺については今後皆様各会派からご意見いただいて、どういうふうにするかということも検討の対象になろうかと思えますけれども。

(後藤善次委員) もちろん無事の報告もしなければいけない。

(宍戸一照委員長) そうです。安否確認だから。

(総務課課長補佐兼庶務係長) 安否確認でございますので、例えば地震の事例でいきますと、規定の震度以上であれば自ら事務局に連絡をいただくこととなりますので、無事は無事でご連絡をいただくようになりますので、メールにどこどこ、自宅にいますとか、何かご連絡をいただければと思います。

(宍戸一照委員長) 安否確認は……

(後藤善次委員) これを使ってということではない。

(宍戸一照委員長) これを使う……第1報ということで、一番最初皆様で議論いただいた応急対応ということで、事務局にまず震度5強以上は応急対応でまず連絡、安否確認をするということで話し合

っておりますから、それは連絡、電話での一報でいいのではないのかなど。後藤議員は無事でしたということ。

(後藤善次委員) なしというチェック欄があるから。

(総務課課長補佐兼庶務係長) ですので、様式1でいきますと、被災されていないですよということで、なしというところに、これを使うのであればそこにチェックをするということで考えております。

(宍戸一照委員長) これとプラス今まで議論してまいりました災害発生時、応急期とか、いろいろ状況もありますので、何らかの形で分かりやすいハンドブックなりなんなり、大津市のような立派なやつでなくてもこれはこれからまとめる必要性があるのかなというふうには思いますけれども、前回皆様にカードは渡っていると思いますけれども、ああいうような形で簡単なやつはまずはというような部分の必要性は、先日の正副打合せでもそれどうするのだろうというような話はさせていただきました。

(羽田房男委員) 非常に単純で恥ずかしい話なのですが、係長、災害用伝言ダイヤルって私やったことないので、聞いて見てはいるのだけれども、171を押すと何か、どういうのが流れてくるのかな。

(総務課課長補佐兼庶務係長) 例えば録音するのほうをご確認いただければ、19ページですね。電話で171をダイヤルしていただきますと、ガイダンスが、音声流れます。録音する場合は1を押してくださいと流れますので、その流れた後に1を押していただき、その後に、議会事務局に届けた携帯番号ということになりますので、議員の個人の携帯番号を入れていただきます。その後にまた1を押していただくと、ピツという音が鳴って、30秒以内でお話してくださいというメッセージが流れますので、その後に議員が誰々です、無事です、どこどこにいますなどの録音をお話しいたき、最後に9を押すと、伝言を預かりましたというメッセージが流れますので、それで録音がされたということになります。これも一つの案として、例えば実際にやってみるというのもあるかなと思うのです。

(羽田房男委員) やっていいの。

(宍戸一照委員長) 防災訓練。

(羽田房男委員) 防災訓練のときはあれだろうけれども、今やったら、電話持ってきていないけれども。

(総務課課長補佐兼庶務係長) できるときがあるのです。練習というか、そういったものでできることもあるので、そういったのを具体的にやってみるというのも一つあるかと思います。例えばこの委員会ですとかでもやってみるというのも一つあるのかなというふうには思います。

(山岸 清委員) 伝言を連絡するときは、携帯でなければ駄目なのか。固定では駄目なの。

(総務課課長補佐兼庶務係長) これは固定電話でも大丈夫ですが、我々が基本的には皆さん携帯がほぼほぼなので、なければこちらで把握している固定に確認することもあるかもしれませんが、聞くほうはこの人の携帯なり固定の電話を聞くほうのところで番号を入れる必要がありますので、どちらの

番号でも可能ではありますが、事務局が基本的に連絡しているのは携帯電話でございますので、基本的には携帯でやっていただければと思いますが、知らない番号、電話を使われると我々もその番号かけようがないので、届出いただいている固定ないし携帯電話で録音はしていただきたいです。どなたか知らない番号では我々確認しようがない。

(山岸 清委員) 携帯はあるのだけれども、持って歩かないのだ。視察に行くときとか、山に行くときしか持って歩かないのだよね。不携帯番号なのだ。

(総務課課長補佐兼庶務係長) その際は、ご同行されている方の携帯電話等を使って直接電話をしてください。

(羽田房男委員) 災害用伝言ダイヤルというのは、私たちではなくて、福島市民だったら福島市民全員使ったとすると、例えば10万人使いました。その中から私が伝言を入れたというのは分かるのですか。分かるようになっている。だから、そうなのだろうけれども。

(総務課課長補佐兼庶務係長) 羽田委員が録音されたとすると、我々は直接羽田委員の電話番号を、聞くほうのところで太枠で囲まれているところを委員の電話番号を入れてアプローチしないと確認はできません。というのは、そもそも安否確認は基本的に自らご連絡いただきますが、連絡がない、あるいは何らかの理由で電話ができないとか、こちらからも連絡が取れないときにこの伝言ダイヤルを使うので、何も連絡がないときに、我々が逆に事務局としても羽田委員ももしかすると伝言ダイヤルを使っているかもということでアプローチしていくものになりますので、登録されたかどうか我々もアプローチしないと分かりません。

(羽田房男委員) ということは、議会事務局の電話番号を押すというのは、これはこの番号を押して、525—3775を押すと。

(総務課課長補佐兼庶務係長) 事務局で録音したメッセージを聞くことができる。

(羽田房男委員) 聞くことができると。そして、ここが私の携帯であれば、私が入れた伝言が聞けると。

(総務課課長補佐兼庶務係長) 事務局が羽田委員の携帯番号を押すと、羽田委員が録音したメッセージを事務局で聞くことができるということになります。

(羽田房男委員) 何となくイメージとしては分かったけれども、いろいろと情動的には伝言ダイヤルなんてあるけれども、こういうふうに改めてお示しされると。やったことないので。

(総務課課長補佐兼庶務係長) 連絡手段の方法の一つとして、災害伝言ダイヤルとして今回のご協議の中で入れさせていただきましたので、これを見てやっていただくということでございます。先ほど委員長からもありましたが、現在皆様のほうには黄色のカードで連絡先、安否の方法と、大規模災害時の連絡先ということでお渡しをしています。これを少しバージョンアップをし、今回決めた災害等の基準と連絡先、それからどういった内容を連絡するのですかという項目、それから今ほどの伝言ダイヤルの使い方なども少し入れて、今案として作成中です。次回お示しをしたいと思っておりますので、ご

参考いただければと思います。

(宍戸一照委員長) 言うならハンドブックですね、簡単な。

(山岸 清委員) これはやっぱり災害訓練でやるべきだね。伝言ダイヤル使い方。俺は分からないよ。タブレット捜して、あらなんて言って、どこに出ているのだけなんて言っているうちに忘れてしまう。

(宍戸一照委員長) 災害訓練年1回以上としたところは、こういうのも含めてやればよいということで、今皆様からご提案いただいたように、東日本大震災のときには災害伝言ダイヤルというのが、これしか通じなかったと、安否確認はこれしかなかったという状況もありますから、被災地のほうですね、これだけでやったのだというふうなことも、携帯もつながらない、固定電話で安否確認をしてこれを押したというふうな事例もありますので、最終的な局面においては大事なツールなのかなというふうに思われますので、あとは今いろいろと話がございましたけれども、それ以外のツールが使えるればそれにこしたことはないわけで、最終的にはこれが一番簡潔明瞭で、無事だよと一報議会事務局に入れておけばいいというのも一つかなというふうに思われますので、それは今後やはりまた次回以降ご提示をしながら進めていきたいと思いますが、よろしいですか、羽田委員。

(羽田房男委員) はい。

(宍戸一照委員長) 山岸委員、以上よろしいですか。

(山岸 清委員) この伝言ダイヤルは有線なのか、無線なのか。

(総務課課長補佐兼庶務係長) NTTが災害時にこの伝言ダイヤルということのでつなぐものですので、NTTの災害時の非常の回線なのですかね、そういったものが利用されているものだと思います。無線ではない。

(宍戸一照委員長) NTTのデータサーバーが、もし通じないときには、中継車が出向くのでしょうか。

(山岸 清委員) 宇宙から来るのかい。

(宍戸一照委員長) 宇宙からでなくて、電波でやり取りができるわけだから。

(羽田房男委員) 公衆電話と一緒に。NTTの公衆電話、災害ダイヤルで無料で使えるでしょう。

(山岸 清委員) では、有線だ。

(羽田房男委員) 有線。

(山岸 清委員) 了解。

(宍戸一照委員長) ほかにございますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

(宍戸一照委員長) それでは、今の資料編も含めて初版の案について各会派において、併せて先ほどのBCPでのオンライン会議のオンラインの導入についての意見、様々な課題があると思いますけれども、それらについて、この案についても会派のほうでご検討いただいて、いろんな様々な質問、問題あると思いますので、それを併せて次回までにまたご報告いただくということでお願いいたします。

す。

それでは、初版の案について、この件については以上としてよろしゅうございますか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

(宍戸一照委員長) それでは、本日の協議内容は以上であります。

今様々な意見をいただきましたけれども、本日の内容、先ほど申し上げたオンライン会議もしくはオンラインの導入による会議等の課題、21さんからご提案いただいた、あと耀さんからご提案いただいた懸念課題等々についても会派の意見を、どういうふうな課題があるか、どういうふうな問題点があるかということも含めてご提案いただき、それから今の初版の案について、これについてもご意見をいただければと思います。それで、これらの意見については資料の最終、⑥にございます各会派の意見、これに記入の上、大変年末の忙しいところ申し訳ありませんが、年内中、12月の28日水曜日まで、御用納めの前日ですね、までに……

【「28が御用納め」と呼ぶ者あり】

(宍戸一照委員長) 失礼しました。28日までに事務局のほうへ提出をお願いしたいと思います。12月の28日ですね。大変年末の忙しいところ申し訳ありませんが、お願いしたいと思います。

正副委員長からは以上ですが、最後にその他といたしまして、皆様のほうから何かございますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

(宍戸一照委員長) なければ、以上で議会機能継続計画策定特別委員会を閉会といたします。

午前10時40分 散 会

議会機能継続計画策定特別委員長

宍戸 一照